

お知らせ

パートⅢ

国保・年金

こんなときには
届出が必要です

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入しなければなりません。

届出は、加入する時だけでなく、配偶者の扶養から外れたときにも必要です（左表参照）。

また、海外へ転出・居住する場合、海外から帰国したときにも手続きが必要です。

※詳しくは左記へ。

国船橋年金事務所（☎047-424-8811）、国保年金課高齢者医療年金班（☎内線289）。

平成28年度
年金受給額の据え置き

国民年金などの受給額は、法律の規定により物価・賃金に基づく変動が行われますが、平成28年度については受給額を据え置くこととなりました（下表参照）。

※被用者年金一元化法により端数処理が変更になったため、平成28年4月分の改定から、月額で数円の増減が生じます。詳しくは、日本年金機構から送付される「年金額改定通知書」をご覧ください。

国ねんきんダイヤル（☎0570-051165）、国保年金課高齢者医療年金班（☎内線288）。

平成 28 年度の年金額

種類	年金額（年間）	種類	年金額（年間）
老齢基礎年金	780,100 円	遺族基礎年金・加算額	224,500 円
障害基礎年金（1 級）	975,100 円	特別障害年金（1 級）	612,600 円
障害基礎年金（2 級）	780,100 円	特別障害年金（2 級）	490,080 円
遺族基礎年金・基本額	780,100 円		

（注）障害・遺族基礎年金は、お子さん1人目、2人目は224,500円、3人目以降は1人あたり74,800円が加算されます。

国民健康保険特定健康診査・
後期高齢者健康診査

市では、40歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度加入者を対象に健康診査を実施します。

※因は下表を参照。
※人間ドックを同一年度内に受診し、市の助成制度を利用する人は、受けられません。

国【特定健康診査】国保年金課保険給付班（☎内線287）・【後期高齢者健康診査】高齢者医療年金班（☎内線289）。

福祉

福祉カーを貸出します

市内に居住する高齢者やその家族に、リフト付きワゴン車を無料（ガソリン代は実費負担）

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査 実施内容

健診名	対象	方法	実施時期	検査項目	自己負担額	申込期限	申込先
特定健康診査	40歳から74歳 国保加入者	集団	6～7月	問診、身体計測、検尿、 腹囲測定、医師の診察、 血液検査	1,100 円	7月20日(水)	国保年金課
		個別	6～10月		1,500 円	9月30日(金)	
後期高齢者 健康診査	後期高齢者 医療制度加入者	集団	6～8月	問診、身体計測、検尿、 医師の診察、血液検査	なし	7月20日(水)	
		個別	6～10月			9月30日(金)	

※「特定健康診査」の対象者には案内を送付済みです（平成28年6月1日以降の国民健康保険加入者は申し込みが必要）。
※「後期高齢者健康診査」を前年まで申し込んでいる人、昭和8年4月1日～昭和16年6月1日生まれの人には申し込みが不要（平成28年4月16日以降の転入者は申し込みが必要）。
※集団は市内公共施設で実施。個別は市内指定医療機関で実施。

り、福祉施設や団体、困窮する世帯や個人に無償で提供する活動です。

社会福祉協議会では左記の期間中、受け付けと集荷を行っています。ご協力をお願いします。

国 6月30日(木)までの午前9時～午後5時(日曜・祝日は除く)。

国 印西市社会福祉協議会。

お持ちいただいた食品：米、麺類、乾物、保存食品、フリーズドライ食品、インスタント食品、レトルト食品、ギフトパック、各種調味料、食用油、飲料など常温保存可能で、賞味期限が2カ月以上あるもの。

国 フードバンクちば（☎043-1375-1680）



（☎02-94-0202）

「シルバー人材センター」

会員募集

市内のおおむね60歳以上の人を対象に、随時会員を募集しています。

健康で働く意欲のある人は、ぜひ会員登録をしてください（年会費が必要です）。

特に、庭木剪定ができる人と清掃希望の女性会員が不足しています。

また、シルバー人材センターでは、高齢者ができる仕事であれば、どんな小さな仕事でも依頼を受け付けています。人手が必要となったときは、お気軽にご相談ください。

国 印西市シルバー人材センター（そうふけふれあいの里内・☎0468-24444）
http://www.sjc.ne.jp/inzai/。

税金

市民税・県民税の
納期限は6月30日です

平成28年度市民税・県民税の納税通知書を6月13日(月)に発送する予定です。

赤十字活動資金に
ご協力をお願いします

日本赤十字社は、「人のいのちと健康、尊厳を守る」という使命のもと、国内の災害時における救援活動をはじめ、国外の紛争・自然災害の被災者に対する緊急救援活動など、さまざまな人道的活動を行っています。これらの人道的活動は、多くのみなさんの温かい善意によって支えられています。

昨年度の社資募集額は、517万3,794円になりました。ご協力ありがとうございました（ご協力いただいた団体名、社資については、市ホームページなどでお知らせします）。

今年度も市から町内会などを通じ、みなさんに社資募集の依頼をするので、活動資金へのご協力をお願いします。

国 社会福祉課厚生班（☎内線256）。

自死遺族支援

「わかちあいの会ひだまり」

大切な人、愛する人を自死でなくされた人へ。

同じような体験を持つ人が集い、心おきなく話せホッとできるひとときを過ごしませんか。

国 6月17日(金)・午後1時30分～
国 千葉県印旛合同庁舎2階（佐倉市）。

国 大切な人を自死で亡くされた人。

国 社会福祉法人千葉いのちの電話事務局（☎043-222-4416）。

※問い合わせは、月曜～金曜日
の午前9時～午後5時。

未登記家屋の確認

納付書は、納税通知書（冊子）とは別に、期別ごとに同封しているのので、納付の際はご注意ください。

なお、会社などに勤務している、市民税・県民税を給料から天引きされている人は、勤務先へ発送しています。

国 市民税課市民税班（☎内線326）。

固定資産税の対象家屋を把握するため、登記していない家屋（未登記家屋）で、次の①～③に該当する場合は、必ず資産税課まで連絡してください（登記している家屋は法務局から市へ通知されます）。

- ①未登記家屋の所有者名義を変更（売買・相続）した場合。
 - ②未登記家屋を滅失（取り壊し）した場合（登記家屋で滅失申請していない場合も含む）。
 - ③新増築した家屋が未登記の場合。
- 国 資産税課家屋班（☎内線332）。